

三重県総合文化センター指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県総合文化センター条例（平成六年三重県条例第五号。以下「条例」という。）第六条の二第六項の規定に基づき、指定管理者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第二条 選定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第三条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第四条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

(委員の責務)

第五条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第七条 選定委員会の庶務は、生活・文化部において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。